

仕様書

1 業務名

デジタル解析図化機の賃貸借

2 適用範囲

本仕様書は、三次元レーザー計測器で計測した点群データを基にした交通事故事件等の現場見取図の作成に使用する測量機材である、デジタル解析図化機において使用するハードウェア、ソフトウェア、その他の物品（以下「機器等」という。）について適用する。

3 賃貸借期間

令和8年12月1日から令和13年11月30日

4 質疑等について

- (1) 本仕様書に関する事前の確認及び内容についての質疑は、書面により行うこと。
- (2) 質疑等の内容及び回答については、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した全ての業者に配付する。ただし、京都府警察の情報セキュリティを侵害するおそれがある事項については、その旨のみを回答し、質疑は受け付けない。

5 入札参加者に関する事項

- (1) 入札参加者は、本仕様書に基づいて概要設計を実施し、積算の上、機器等構成を決定すること。

なお、本仕様書に明記されていない場合でも、機器等を動作させるために必要となるものについては、これを機器等構成に含むこと。
- (2) 機器等構成には、機器等に関する、納入、設置、電源措置、配線措置、接続、調整、セキュリティパッチの適用等、全ての作業に要する費用及び保守に関する費用を含むこと。
- (3) 決定した機器等構成に基づいて、機器等構成表及び実施作業表を作成して一般競争入札参加資格確認申請書提出時に総務部会計課（以下「会計課」という。）に提出し、交通捜査課の確認を受け、指摘を受けた部分は是正すること。
- (4) サプライチェーン・リスクを考慮し、機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう、次の適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。
 - 機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
 - 機器等は不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備された機器であること。
 - 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更

が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。機器等に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。

○ 機器等を構成する要素（ソフトウェア及びハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。

○ 入札参加者が採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が入札参加者において確立していること。

(5) 入札参加者は、決定した機器等について、交通捜査課からサプライチェーン・リスクの懸念が払拭できないとの指摘を受けた場合は、機器等の見直しを行うこと。

(6) 入札参加者は、契約期間中は第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、次のいずれか又は同等以上のものを取得済みであること。

○ I S M S 認証

○ P マーク

なお、前記の事項を証明する書類（写し）を一般競争入札参加資格確認申請書提出時に会計課に提出し、交通捜査課の確認を受けること。

6 機器等の納入作業

(1) 機器等は、京都府警察本部内の交通捜査課が指定する場所に納入すること。

(2) 機器等の納入後は、設置、電源措置、配線措置、接続及び設定を行い、正常に動作することを確認すること。

(3) 現在使用中のデジタル解析図化機（PAMS-D）のデータを、納入した機器に移行すること。

(4) (1)から(3)の作業を、令和8年11月30日までに完了すること。

7 機器等仕様

(1) 機器等の数量は次のとおりとすること。

名 称	数 量
3 D スキャナ作図システム制御 パソコン（windows端末）	2 式
点群表示用モニター	2 台
図面編集用モニター	2 台
無停電電源装置	2 台
図面プロッタ	1 台
ページプリンタ	1 台
外付けH D D	1 台

(2) 機器等仕様の詳細は、「別紙 機器等仕様書」のとおりとする。

(3) 各機器の構成及び接続

○ 制御パソコンと点群表示用モニター及び図面編集用モニターは、H D M I ケーブル

ルで接続すること。

○ 制御パソコンと図面プロッタはCAT5e以上もしくは、既存のLANケーブルで接続すること。

○ 制御パソコンとページプリンタはCAT5e以上もしくは、既存のLANケーブルで接続すること。

○ 制御パソコンと外付けHDDはUSBケーブルで接続すること。

(4) 機器等の動作条件は、次のとおりであること。

○ 環境条件 温度 10～35℃
相対湿度 8～80%（結露なきこと。）

○ 電源条件 電圧 AC100V±10%
周波数 50/60±1Hz

(5) 障害の復旧が迅速に行えること。また、内蔵SSD、HDD及び外付けHDD（以下「SSD等」という。）の交換が技術者でなくても容易に行えるものであること。

(6) 機器等は、将来の増設に対応できるものであること。

(7) 京都府警察が別途契約して運用中の三次元レーザー計測器（Z+F IMAGER5016/LaserScanner）の図面データと過去に運用していたデジタルステレオカメラ（RICOH製 ST-120D II）の図面データとが合成でき、同図面データが、府下24署で使用中の事故書類作成システムソフト（RICOH製 PTME LITE）で可以使用すること。

(8) 機器等には、日本語マニュアルを添付すること。

なお、マニュアルが日本語以外である場合は、事前に交通捜査課の確認を受けること。

(9) 納入する機器等には、次の内容の表示を貼付すること。

品 名	デジタル解析図化機
整備日	令和8年12月1日

※ 付属品等用

R8. 12デジタル解析図化機付属品

※ 白地に黒文字とすること。

(10) ソフトウェアは、日本語の入出力が可能なものであること。

(11) ソフトウェアは、原則として納入の時点における最新バージョンとすること（特に指示する場合を除く。）。

(12) 各端末にリカバリーディスクを1式付属させること。

8 保守条件

(1) 保守対応は、京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）に規定される府の休日を除く、午前9時から午後5時45分までとする。

(2) 年末年始等長期間の休日における対応、受注者の休業日等における対応については、別途交通捜査課と協議し、運用への影響が最小限となるように努めること。

(3) 障害発生時には、速やかに対応できる体制を確保しておくこと。

- (4) 障害発生連絡を受けたときは、復旧方法について交通捜査課と調整し、速やかに復旧すること。
- (5) 機器等の修理、消耗品以外の部品等の交換に要する費用は本契約に含むこと。
- (6) 液晶割れ、水濡れ等による破損については、故意である場合を除き、交通捜査課と協議の上、復旧すること。
- (7) 故障により機器等を持ち帰って修理する場合は、機器等設置場所でSSD等を取り外し、交通捜査課に引き継ぐこと。
- (8) 故障によりSSD等の交換が必要な場合は、京都府警察で当該SSD等の物理的破壊を行うので、受注者の費用負担で代替品を用意すること。また、SSD等の交換が不要な場合は、SSD等以外の修理完了後、(7)により引き継ぎを受けたSSD等を交付するので、機器等設置場所で速やかに取付し、動作確認を行うこと。
- (9) 交通捜査課が指定する場所で、年2回の定期点検を実施すること。

9 受注者の責務

- (1) 受注者は、受注決定後速やかに交通捜査課と協議の上、導入に係る作業計画書を作成して提出すること。
- (2) 原則として本業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を委託する場合については、事前に交通捜査課の承認を得ること。
- (3) セキュリティ管理に関して、受注者及び作業担当者（本仕様書に基づき作業を行う担当者全員。）は、速やかに京都府警察が定める誓約書を提出すること。
なお、作業担当者に変更があった場合には、その都度誓約書を提出すること。
- (4) 受注者は、本仕様書に基づく設定作業を実施する場合において、交通捜査課に内容を連絡し指示を受けた上で、受注者の責任においてこれを行い、必要となる費用は全て受注者が負担すること。
- (5) 受注者は、作業完了後に次の図書等を、紙媒体で納入すること。
 - 完成図書（詳細は受注決定後に交通捜査課と協議の上、決定する。）
 - ・ 納入物一覧表（1部）
 - ・ 機器等に係る設定内容についての説明書（1部）
 - その他、別途交通捜査課が指示する文書
- (6) 受注者は、機器等の納入に当たって発生した廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づいて納入当日に適正に処分すること。

10 賃貸借期間満了後の取扱い

- (1) 受注者は、賃貸借期間満了後、契約物件の所有権を、無償で京都府警察に譲渡すること。
- (2) 受注者は、賃貸借期間満了後、次のものを京都府警察に引き継ぐものとする。
 - 永続ライセンスで使用許諾されているソフトウェアライセンス
 - 非永続ライセンスで使用許諾されているソフトウェアライセンス

11 協議

受注者は、本仕様書に明記されていない事項で必要と思われる作業等については、交通捜査課と協議の上、実施すること。

12 情報セキュリティの確保に関する特記事項

(1) 保護すべき情報の範囲

ア 受注者は、本業務の実施のために、交通捜査課から提供する情報その他本業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特記事項に定めるところにより、万全を期さなければならない。

イ 保護すべき情報の範囲は次のとおりとする。

(ア) 交通捜査課が部外秘の指定をした事項に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

(イ) 交通捜査課が部外秘の指定をした事項に属する物件

(ウ) 前記 (ア) 又は (イ) を基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、交通捜査課が指定したもの

(エ) 前各号について推知し得る情報

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。ただし、やむを得ず再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ再委託先の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性、期間、その他の情報セキュリティの確保に係る内容等を記した書面（以下「再委託承認申請書等」という。）を提出し、交通捜査課の承認を得るものとする。なお、再委託承認申請書等に記載された事項について、変更がある場合には、受注者はあらかじめ変更の届出を交通捜査課に提出し、同様に承認を得るものとする。

イ 前項ただし書により再委託を行う場合、受注者は受注者と再委託先との間で締結する契約において、再委託先において本特記事項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

ウ 前記アのただし書により受注者が再委託する場合、再委託先その他本契約の履行に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「再委託者等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本特記事項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(3) 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

ア 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

イ 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締

結後速やかに交通捜査課に通知するものとする。

ウ 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び再委託先等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに交通捜査課に通知しなければならない。

なお、交通捜査課の承認を受けて、作業責任者等から提出させる 前記9の(3)で定める誓約書を情報セキュリティの確保に関する誓約書に代えることができるものとする。

エ 受注者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、交通捜査課の承認を得るものとする。

なお、受注者があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができるものとする。

オ 交通捜査課は受注者に対し、前項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

カ 受注者は、受注者及び再委託先の資本関係、役員等の情報、本業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、及び実績を交通捜査課に通知し承認を得るものとする。

キ 受注者及び取扱者は、交通捜査課から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

ク 受注者は、機器等の調達に係るサプライチェーンにおける交通捜査課の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われなことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を交通捜査課に提出しなければならない。

ケ 受注者は、機器等の調達に係るサプライチェーンにおける交通捜査課の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われるなどの不正が見つかったときに、交通捜査課と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

(4) 守秘義務

ア 受注者は、保護すべき情報を契約期間中のほか、契約満了後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

イ 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

ウ 受注者又は再委託先等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者はあらかじめ、書面により交通捜査課に申請し許可を得なければならない。

(5) 業務管理

ア 受注者は、本契約に基づき、交通捜査課が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び交通捜査課が受注者に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、受注者は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について交通捜査課に対し一切の責任を負うものとする。

イ 受注者は、指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等は適正に管理するものとする。また、交通捜査課の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報又は業務資料等を持ち出してはならないものとする。

ウ 受注者は、業務情報及び業務資料を、本契約の履行又は交通捜査課の指定した目的以外に使用してはならない。

エ 受注者は、業務情報について、賃貸借期間が満了したとき又は交通捜査課から廃棄を求められたときは、これを直ちに交通捜査課が認める方法により廃棄するものとする。

オ 受注者は、業務情報及び業務資料を、交通捜査課の承諾なくしては、方法のいかんにかかわらず複製・複写してはならない。

カ 受注者は、業務資料について、賃貸借期間が満了したとき又は交通捜査課から返還を求められたときは、これを直ちに交通捜査課へ返還するものとする。

キ 受注者は、交通捜査課が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、受注者から交通捜査課に所有権が移転したものは全て交通捜査課の認める方法により廃棄しなければならない。

(6) 脆弱性対策等の実施

ア 受注者は、本業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

イ 受注者は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染等の脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(7) 調達する機器等や役務における対策の実施

ア 受注者は、本業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務について、あらかじめ交通捜査課にそのリストを提出すること。

イ 受注者は、前項のリストの提出後、調達する機器等や役務に変更があった場合は、リストを修正し再提出すること。

ウ 受注者は、交通捜査課が調達する機器等や役務について情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合は、交通捜査課と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行わなければならない。

エ 受注者は、本業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると交通捜査課が判断した場合は、受注者において調査及び必要な措置を講じなければならない。

(8) 情報セキュリティの対策の履行状況の確認

ア 受注者は、契約締結後速やかに、本仕様書が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について交通捜査課に報告し、承認を得るものとする。

イ 受注者は、契約締結後、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について交通捜査課に報告し、承認を得るものとする。

ウ 情報セキュリティ対策履行状況の報告方式については、契約締結後に交通捜査課

が指示する。

エ 受注者は、再委託先等における情報セキュリティ対策履行状況についても、受注者に準じた確認を行い、その結果を交通捜査課に対して報告し、承認を得るものとする。

オ 交通捜査課は、その確認結果が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

カ 受注者は、前項の規定により、交通捜査課から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(9) 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

ア 受注者は、受注者の従業員、再委託先等の故意又は過失により、次の情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）が発生したときには、受注者として京都府警察に対し一切の責を負うものとする。

(ア) 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(イ) 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ウ) 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染等が認められた場合

(エ) その他京都府警察又は受注者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、改ざん、滅失、紛失、破壊その他の機密性、完全性及び可用性を損なう事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

イ 受注者は、本業務の履行に際し、情報セキュリティ事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を交通捜査課に報告しなければならない。

ウ 京都府警察は、情報セキュリティ事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は京都府警察が行う当該調査について、全面的に協力を行うものとする。

エ 情報セキュリティ事故が再委託先等において発生した場合、受注者は京都府警察が当該再委託先等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

オ 受注者は、情報セキュリティ事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約満了時まで保存し、京都府警察の求めに応じて提出するものとする。

カ 情報セキュリティ事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については、受注者の負担とする。

キ 前項の規定は、京都府警察の損害賠償請求権を制限するものではない。

ク 受注者は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、交通捜査課に報告しなければならない。

ケ 受注者は、前項の措置の実施状況について、京都府警察の求めに応じて報告するものとし、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

コ 受注者は、前項の規定により、京都府警察から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(10) 情報セキュリティ監査

ア 京都府警察は必要に応じて、受注者に対し情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施に当たり、京都府警察の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。

イ 受注者は、京都府警察が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、京都府警察の求めに応じ、必要な協力（京都府警察の指名する職員による受注者の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。

ウ 京都府警察が再委託先等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

エ 受注者は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を京都府警察に報告することとする。

オ 京都府警察は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分に満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

カ 受注者は、前項の規定により、京都府警察から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

機器等仕様書

○ 3Dスキャナ作図システム制御パソコン

OS	Windows 11 Professional
CPU	IntelCoreUltra7もしくは9
メモリ	64GB以上
補助記憶装置	1TB× 2 (SSD) RAID1
DVDドライブ	DVD-ROM、DVD+R、DVD-R、DVD-RWに対応するもの。
バックアップ用HDD	内蔵 2 TB以上
グラフィックアクセラレータ	NVIDIA RTX A400以上
ソフト	PAMS-D (デジタルステレオカメラ解析システム)
作図機能	寸法線、直線、円弧、円、四角形が描画できること。 実線、破線、鎖線の設定が可能であること。 信号機、道路標識、道路標示進行方向等の記号を用意すること。 画面に作図された複合パターンをユーザー記号として登録し、繰り返し利用できること。 画面の全体確認、全体回転、全体移動ができること。 描画の編集（削除、移動、複写、変更、回転）ができること。 図面縮尺は、任意倍率の設定が可能であること。 同一図面データの中に複数の画面（平面図及び立面図等）を取り込み、編集（縮尺の変更、移動、複写、変更、回転、取消）を可能とすること。 文字が挿入できること。 図面上に表示する階層の設定を可能とし、表示及び非表示の選択ができること。 タイヤ痕、擦過痕、血痕等の凡例表示ができること。 点群データの任意の点を単点又は複数点選択して図面に配置、保存できること。 角度、曲線の曲率、勾配の計測が可能であること。 印刷線の太さ及び色を変更できること。
相互編集	デジタル式ステレオカメラ（RICOH製ST-120DⅡ）で撮影し解析図化機（RICOH製PAMS-D）システムで図化した三次元データと三次元レーザー計測器（Z+F IMAGER5016/LaserScanner）で計測し、同図化機システムで図化した三次元データとの相互編集を可能とすること。
不正プログラム 対策ソフトウェア	トレンドマイクロ社製Apex Oneを導入すること ※ ライセンスは、京都府警察が別途用意する。

○ 点群表示用モニター

サイズ	24インチ
解像度	Full HD1920×1080ドット以上
ポート	HDMI対応
輝度	250cd/m ² 以上

○ 図面編集用モニター

サイズ	24インチ
解像度	Full HD1920×1080ドット以上
ポート	HDMI対応
輝度	250cd/m ² 以上

○ 無停電電源装置

入出力容量	1000VA（同等品以上）
-------	---------------

○ 図面プロッタ

規格	B0ノビに対応していること
メモリ	128GB以上
解像度	2400×1200dpi相当

○ ページプリンタ

規格	A3対応カラーレーザープリンタ
メモリ	6GB以上
解像度	4800dpi相当×1200dpi
階調	各色256階調 1670万色

○ 外付けHDD

容量	4TB以上
インターフェイス	USB5Gbps (USB3.2 Gen 1) / USB2.0
コネクタ形状	USB-B
フォーマット	NTFS

※全て一式あたりの数量とする

